

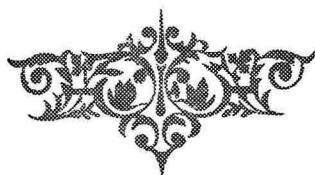
精說
財務諸表論

若杉

精説 財務諸表論

横浜国立大学教授

若杉 明 著



中央経済社

《著者紹介》

1953年 横浜国立大学経済学部卒業
1958年 東京大学大学院社会科学研究所博士課程修了
1968年 経済学博士
福島大学経済学部助教授を経て、現在、横浜
国立大学経営学部教授

＜主な著書＞

「企業会計基準の構造」（実務会計社・1966年）
「会計学方法論」（同文館・1971年）
「人的資源会計論」（森山書店・1973年）
「人間資産会計」（ビジネス教育出版社・1979年）
「会計学」〔編著〕（青林書院新社・1977年）

著者との
了解により
検印省略

精説財務諸表論

昭和54年5月10日 初版発行

昭和54年6月1日 第4版発行

著 者 若 杉 明

発 行 者 渡 辺 正 一

印 刷 者 長 宗 泰 造

発行所 株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町1の31の2

電 話 (293) 3 3 7 1 (編集部)

(293) 3 3 8 1 (営業部)

振 替 口 座・東 京 0 - 8 4 3 2

落丁・乱丁本はお取替え致します。厚徳社／美行製本

3034-134428-4621

序

企業会計に関する諸学を学習しあるいは研究するにあたって、もっとも基本的なものは何といっても財務諸表論である。簿記を出発点として会計学の門をたたいた学徒は、次の段階として財務諸表論を学習して、会計学の一般理論と企業会計原則を骨子とする制度会計の理論を学んで会計諸学の真随にアプローチし、これを基礎にして、さらに次の問題領域へと発展してゆく。このように財務諸表論は会計諸学の学習上の中心的領域をなす。この点は会計学の研究を志す場合もまったく同様である。

このような意義をもつ財務諸表論に関して書物をまとめ、公けにすることには大きな責任がともなう。会计学一般理論を基礎として財務諸表論についての正しい知識と思考の方法を誤りなく、学習者に会得せしめうるか否かによって、学習者の将来に大きな影響を及ぼすことになるからである。

本書の執筆にあたっても、著者としてこのような責任をいかにして遂行するかについて、大いに腐心したものである。本書をまとめるにあたっては、たんに会计学とくに財務諸表をめぐる理論と制度会計の実態を計算技術的、手続的に記述することに終止するのを避け、読者が会計学的な物の考え方、問題に対する正しいアプローチの仕方、一般に認められた会計実践を基礎づけている理念等を正しく学びとり、将来会計実務に就いて、あるいは会计学の研究に従事するにさいして不可欠の基礎的な会计学の教養を身につけ、諸問題に直面して正しい判断の下しうる実力を体得しうることを基本方針とした。文章表現については、著者の考えていること、読者に理解してもらいたいことが、読者諸子に正確に伝達されることを意図して、できる限り平明であるよう注意を払い、また過度にならない限度で図解的な説明を加えることとした。

2 序

本書は財務会計の基礎理論を冒頭に配し、以下、会計原則、損益計算論、資産の会計、負債の会計、資本金の会計、剰余金の会計、財務諸表および連結財務諸表の全9章から成り立っている。本書の編成はこのように月並であるが、それは読者が財務諸表論について体系的に把握する上で、定型的なこの方式がもっとも親切なのではないかと判断したからにほかならない。

本書は、『会計人コース』に連載した「財務会計論講義」を中心として、これに必要な加筆や訂正を施すことによってまとめられたものである。さきに述べたような執筆方針に沿って書かれたものであるから、大学における会計学の教材、経理マンの学習書、各種国家試験の参考書として、もっとも好適に利用することができよう。

最後に、本書の出版にさいして種々御便宜をはかっていただいた渡辺正一社長、編集上暖かい御協力をいただいた岩佐範雄氏等中央経済社の皆様方に心から感謝申し上げる次第である。

1979年4月

若 杉 明

目 次

第1章 財務会計の基礎理論

I 企業会計の意義と限界	1
1 企業会計の意義	1
2 企業会計の性格と限界	2
II 財務会計とその領域	4
1 財務会計と管理会計	4
2 財務会計成立の基礎的思考	6
3 財務会計の領域	9
4 財務会計を指導する基準および法規	10
III 企業会計の職能	13
1 会計を行なうことによって遂行される職能	13
2 会計情報を利用することによって果たされる職能	17
IV 会計公準	23
1 会計公準の意義	23
2 会計公準の体系	25
V 会計理論形成の方法	30
1 帰納法	31
2 演繹法	32
3 その他の方法	34

第2章 会計原則

I 会計原則の意義と役割	37
1 会計原則の意義	37
2 会計原則の成立	39
3 会計原則の種類	43

2 目 次

II 企業会計原則の構成	46
III 一般原則	47
1 一般原則と損益計算書原則および貸借対照表原則との関連	47
2 一般原則の機能	48
3 真实性の原則	49
4 正規の簿記の原則	52
5 重要性の原則	54
6 資本剰余金と利益剰余金の区別の原則	55
7 明瞭性の原則	57
8 継続性の原則	58
9 保守主義の原則	60
10 単一性の原則	61

第3章 損益計算論

I 損益計算の意義と利益概念	63
1 損益計算の意義	63
2 利益の一般概念	64
3 各種の利益概念	66
II 損益計算の方法	70
1 現金主義会計・発生主義会計	70
2 純財産増加法・損益法	73
III 損益計算に関する会計原則	74
1 意 義	74
2 発生主義の原則	75
3 実現主義の原則	77
4 費用配分の原則	79
5 費用収益対応の原則	80
6 期間損益計算における対応と原価計算上の対応	81
7 総額主義の原則	84
IV 収益の会計	85

1 収益の意義と分類	85
2 収益の認識	89
3 収益の測定	94
4 未実現利益とその除去	95
V 費用の会計	98
1 費用の意義と分類	98
2 費用の認識	100
3 費用の測定	101

第4章 資産の会計

I 資産会計の課題	105
II 資産の本質と評価	106
1 資産の意義と分類	106
2 資産の評価	110
III 流動資産	119
1 流動資産の概念	119
2 当座資産	120
3 棚卸資産	122
4 その他の流動資産	123
IV 固定資産	125
1 固定資産の概念	125
2 資本的支出と収益的支出	125
3 有形固定資産	126
4 無形固定資産	129
5 投資その他の資産	131
V 減価償却	132
1 減価償却の意義	132
2 減価の発生原因	135
3 減価償却費の計算要素	136
4 減価償却費の計算方法	137

4 目 次

5 個別償却と総合償却	146
6 臨時償却と特別償却	147
VI 繰延資産	148
1 将来の期間に影響する特定の費用とその繰延経理の論拠	148
2 繰延資産項目	149
VII 臨時巨額の損失	155

第5章 負債の会計

I 負債会計の課題	157
II 持分の概念	158
1 持分の意義	158
2 持分の分類	159
III 負債の概念	160
IV 流動負債	162
1 流動負債の概念	162
2 流動負債の種類	163
V 固定負債	165
1 固定負債の概念	165
2 長期借入金	166
3 社 債	166
VI 負債性引当金の本質と会計処理	174
1 性格と会計学的意義	174
2 財務諸表における表示について	179
3 取 崩	179
VII 特定引当金の本質と会計処理	180
1 性格と会計的意義	180
2 財務諸表における表示	181
3 特定引当金のあり方	182
VIII 偶発債務	185

第6章 資本金の会計

I 資本金の課題	187
II 資本金の会計	188
1 企業形態別の資本金の会計	188
2 株式会社の資本金会計	190

第7章 剰余金の会計

I 剰余金の概念と分類	217
1 剰余金の意義	217
2 剰余金の分類	219
II 資本剰余金とその会計	220
1 資本剰余金	220
2 資本準備金	221
3 その他の資本剰余金	224
III 利益剰余金とその会計	229
1 利益剰余金の概念と分類	229
2 利益処分	230
3 社内留保	238

第8章 財務諸表

I 総 説	245
1 財務諸表の意義	245
2 財務諸表の役割	247
3 財務諸表の体系	248
II 決算財務諸表	250
1 損益計算書	250
2 貸借対照表	257
3 利益処分計算書	266
4 損失金処理計算書	267

6 目 次

5 財務諸表附属明細表	268
III 中間財務諸表	273
1 中間財務諸表制度の意義	273
2 中間財務諸表の性格	275
3 中間財務諸表の作成	277

第9章 連結財務諸表

I 総 論	281
1 連結財務諸表制度の意義および目的	281
2 連結財務諸表原則	283
3 連結財務諸表の限界	284
4 一般原則	285
5 連結の範囲	288
6 連結財務諸表における会計主体観	291
II 連結貸借対照表の作成	293
1 連結貸借対照表作成の基本原則	293
2 投資勘定と資本勘定の相殺消去	293
3 少数株主持分	296
4 債権と債務の相殺消去	299
5 投資消去差額の処理	305
III 連結損益計算書の作成	312
1 連結損益計算書作成の基本原則	312
2 連結会社相互間の取引高の消去	312
3 未実現損益の消去	315
IV 連結剰余金計算書の作成	320
1 連結剰余金計算書の特質	320
2 連結剰余金計算書の内容	321
3 連結剰余金計算書の作成のための消去等の手続	323
4 連結剰余金計算書の作成例	323
V 持 分 法	327

1 持分法の意義と適用対象会社	327
2 持分法による会計処理	328
VI 連結財務諸表の表示方法	330
1 連結貸借対照表の表示方法	330
2 連結損益計算書の表示方法	331
3 連結剰余金計算書の表示方法	333
付 録	337
索 引	385

第1章 財務会計の基礎理論

I 企業会計の意義と限界

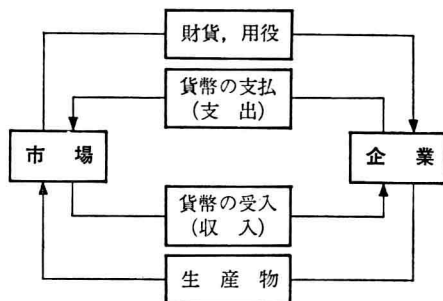
1 企業会計の意義

企業会計 (business accounting) は企業経営者および企業をめぐる利害関係者の意思決定のための要請に応じて必要な情報を識別し、企業の営む経済活動や諸事象を貨幣単位を用い、固有の方法に従って、記録、分類、計算してその結果を総括し、その結果を会計情報としてその利用者に伝達し、利用せしめる企業の計算システムである。企業は経済社会の一構成単位であり、これと密接な関連を有している。すなわち企業は市場より財貨、用役を取得し、生産過程を通じてこれに加工を加えて新たな生産物すなわち給付を作り出し、これを市場に供給する。

これと並行して、企業は財貨、用役の受入れと引替えに貨幣の支払いを行ない、また生産物の市場への供給に対して貨幣を受け入れる。このように企業と市場とを結んで、財貨、用役および生産物の流れと、これと方向の反対な貨幣の受払いの流れとが対流し合っているのである。以上の関係を図解すれば右の図1-1のようになる。

このような財貨、用役および生産物の流れを、貨幣の受払いの流

図1-1 企業と市場との関連



2 第1章 財務会計の基礎理論

れを手がかりとして、複式簿記や原価計算という企業会計独自の計算技術を用いて、記録、分類、計算し、定期的にその結果を総括して、一定期間における企業の経営成績や期末の財政状態等を把握して、会計情報にまとめ、これを企業経営者や企業の利害関係者に伝達し、これらの利用者の意思決定のために利用せしめるのが企業会計の役割である。

現在の経済社会においては、信用制度が確立しており、また企業は常時原材料、製品、債権などを保有し、また固定設備資産をかかえているために、財貨、用役および生産物の流れと貨幣の受払いの流れとがタイミングにおいて、常に一致するとは限らない。また企業内部における財貨、用役を用いた生産過程は貨幣の受払いの流れと一応切り離されている。

そこで現代の企業会計においては、貨幣の受払いを一応の手がかりとして、記録、分類を行ないながらも、財貨、用役および生産物の流れに照らした記録、分類を併せ行ない、また定期的に修正を施すことによって、記録、分類、計算、総括結果の正確性を維持しようとする。

企業会計においては、貨幣的評価の公準が前提となっているために、企業の経済活動や諸事象は貨幣的測定値として把握され、会計情報は貨幣的に表示された定量的な性格をもっている。しかしながら企業会計は貨幣的に把握しうるものだけを情報化するのではなく、必要に応じて貨幣以外の測定単位によって表わされた定量的情報をもその対象とし、また補足的に貨幣やその他の測定単位で表わすことのできない定性的情報をも会計情報に含めて伝達することがある。企業経営者が経営管理のために利用しようとする会計情報においては、非貨幣的情報や定性的情報が積極的に要求されており、その有用性も大きい。

2 企業会計の性格と限界

今日の企業会計は公準とよばれる数々の基礎的前提ないし仮定の上に成り立っており、また企業会計が測定・伝達の対象とするものが財務的資源と物的資源を中心とすることその他の理由によって、企業会計による財務報告には一定の限界があることは周知の事実である。

企業会計は貨幣的評価の公準に基づいているところから、貨幣的評価の対象とならない事象や資源などは財務報告に含まれない。たとえば経営者、管理者、従業員などのもつ資質や能力、企業を構成する組織単位のもつ組織特性、顧客信用の価値、企業の立地上の利点その他少なくとも現在貨幣的支出を前提とし、これに基づいて測定しえないものは、それが企業の生産能力を構成するものであっても、財務諸表には記載されない。

とくに人や組織に関する情報が伝統的会計において測定、伝達の対象から除外されていることは今後検討するべき問題である。伝統的会計における貸借対照表は不完全ながら企業の財政状態を示しえても、企業の生産能力は表示することができないのである。つまり貸借対照表は、いかなる源泉からどれだけの資金が企業内に流入し、それが貸借対照表日現在でどのような形で企業内に存在しているかについては表示するが、これをもって企業の具備する生産能力の全般をうかがい知ることにはできないのである。

貸借対照表は、貨幣的評価の公準に立脚する伝統的会計の枠内においては、所詮企業の財政状態の一部を表わす財務表の域を出るものではなく、企業の生産能力の表示をこれに期待することはできない。

企業会計は貨幣的評価の公準を前提とするが故に、企業の取引事象、財産その他を貨幣単位を用いて測定するのであるが、会計による測定値も測定対象の絶対的な経済価値を表示しうるものではない。たとえば、何万人という従業員を擁し、何百億円という巨額にのぼる資産を有し、複雑多岐にわたるぼう大な額にのぼる取引を行なっている企業の状況について、われわれはその絶対的な経済価値を表わす財務諸表を作成することはできない。

たとえば企業の所有する一組の機械設備について考えてみよう。この機械設備の会計期末における経済価値はどのように測定、評価されるのであろうか。一つの評価法として、当該機械を購入した時の支払代価たる取得原価から評価時点までにおける減価償却累計額を控除することによって期末の貸借対照表価額とすることができる。物価水準の変動時には、当該機械の評価時点現在における再購入市場価格すなわち取得原価を見積り、これをもとにしてこれまでの

4 第1章 財務会計の基礎理論

減価償却累計額を算定しなおして、両者の関係から期末における貸借対照表価額を求めることもできる。

さらに別な評価法によれば、当該機械設備を生産活動のために使用することのできる期間中に每期獲得される正味現金流入額のフローを見積り、これを一定の割引利率を用いて評価時点現在について割引計算を行ない、その合計額をもって当該機械設備の貸借対照表価額とすることができる。

このように一組の機械設備についてさえも各種の評価法を適用することによって、それぞれ別個の評価額をうることができる。これらの評価額のうち、いったいいずれの値がこの機械設備の真の経済価値を表わしているのであろうか。これらの評価額はいずれも一定の前提ないし仮定に基づく評価法に従って測定されたものであって、それぞれが合理性をもっており、これらのうちのどれが当該機械設備の真の経済価値を表わしているかは、われわれの判断しうる域を超えている。あるいは当該機械の真の経済価値を表わす値は、これらの評価法以外の他の方法によって決定されなければならないのかもしれない。

このことはいいかえるならば、会計上機械設備の評価法には各種のものがあがるが、いずれがその真の経済価値を表わしているのか、これを立証する方法はなく、したがって結局機械設備のもつ真の経済価値を測定することは非常に困難であるか、もしくは不可能なのではないかと考えられるのである。

ここにおいて、われわれはこの機械設備の真の経済価値の評価はこれを断念せざるをえない。そこで会計においては、取引記録に会計慣行とこれらに基づく会計担当者の価値判断の総合されたものとしての会計数値をもって、機械設備の貨幣的評価額とし、これをもって満足せざるをえないのである。

Ⅱ 財務会計とその領域

1 財務会計と管理会計

会計学が対象とする会計は企業会計である。先に定義したように企業会計は、必要に照らして識別され、伝達される会計情報が企業外部にある株主、債

権者、取引先、税務当局等の利害関係者であるか、それとも企業内部の経営者や経営管理者であるかによって、財務会計 (financial accounting) と管理会計 (management accounting) とに分類される。

財務会計は、企業外部の利害関係者に対して、必要な会計情報を主に会計基準や会計関係法規に従って測定し、財務諸表、計算書類、会計報告書などによばれる報告書の形で伝達することを任務としている。企業外部者による利用を目的とするところから、外部報告会計とよばれることもある。これに対して、管理会計は、企業内部者の経営管理に役立つ各種の会計情報を企業の必要に従って随意に作成、伝達するものであって、内部報告会計ともよばれている。

財務会計は後に問題にするように、企業とその外部関係者との間の社会的関係を前提として、会計基準や会計法規等に準拠して行なわれるが、管理会計は企業内部者の経営管理上の要求に合致するように、まったく企業の自由に実施される点において、両会計は、はっきりとその特徴が区別される。ただし外部報告を目的として作成された財務諸表は、企業内部の経営者や経営管理者にも伝達され、利用されることはいうまでもない。

しかしながら、内部報告用に作成された内部利用目的の管理会計情報が企業外部の利害関係者に伝達されて、利用されるということはまずありえない。それは内部報告用の管理会計情報は、企業内部の経営管理上の必要から基準や法規に関係なしに自由に作成されるところから、企業外部に公開する義務は企業に課せられておらず、しかも、もしこのような会計情報を一般に公開するならば、企業の機密保持の上から大きな問題となり、これを公開すれば企業にとって不利益の生ずることは明らかである。管理会計と財務会計との相違は以上に説明したような点にあるといえる。

なお最近、制度会計という概念が一般に用いられるようになっていて、これと財務会計との関係についてふれておこう。制度会計とは、会計基準や会計関係法規に準拠して行なわれる外部報告会計であるということができる。その意味ですでに述べたところからもわかるように、財務会計と制度会計とはほとんど一致するといってよいわけである。しかしながら厳密にいうならば、財